

富山市ベンチャー企業等新商品市場創出促進助成金について（ご案内）

1.趣旨

企業の新技術の開発を促進し、新技術に基づく新商品の市場の創出を支援するため、新商品の見本市への出品費用及び広告宣伝費用について、助成するものです。

2.助成金

助成金額は次の通りです。予算の範囲内で交付いたします。

(1)助成率・・・対象経費の50パーセント以内（1千円未満は切り捨て）

(2)助成限度額・・・1回当たり30万円

(3)助成期間・・・最長2年間

同じ分野の商品（既に補助対象となった出品商品と同じ分野の商品）の出品展示に対しては、2年間が助成の限度期間となります。

3.要件

(1)ベンチャー企業等（次の各号のいずれかに該当する者）の新技術に基づく商品であること。

① 新技術を開発し特許等の工業所有権を取得した者及び特許等を出願中の者

② 産学官共同研究により新技術の開発を行っている者

③ 富山市内の創業者支援施設に入居、又は退居後5年以内の者で新技術の開発を行っている者

④ 富山市新商品による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者

⑤ 創業から5年以内の者

(2)新商品であること。

その開発から概ね4年を経過しておらず、且つ十分な商品性を有していると認められる商品であること。（特許出願日などから起算して4年を超えていないこと）

(3)次の各号のいずれかに該当すること

① 新商品の説明のために、その見本市に従業員を派遣していること。

② 新商品の販路開拓を目的とした広告宣伝を行っていること

4.対象経費

自社以外の企業等に支払った経費で消費税相当額を控除したもの。ただし、国・県・市・その他からの助成金額を除きます。

	対象となる経費	対象とならない経費
見本市出展	○見本市の小間料 ○小間の電源料等見本市主催者への負担金 ○小間装飾費用 ○出展商品運送料 ○見本市において使用するため新たに作成した宣材作成費	○見本市に派遣した従業員の交通費、宿泊費、人件費 ○飲食等交際費 ○従前から作成済みのパンフレット等、当該見本市開催以前から作成済みの宣材作成費 ○自社内部費用（外注以外の小間装飾費用・運送料・宣材作成費等）
広告宣伝費	○HP作成 ○新聞、雑誌、インターネット等による広告 ○パンフレットの製作 ○販売促進用サンプルの製作	○HP作成費用のうちシステム構築の技術料

5.商品の説明について

商品の効用・技術の新規性を審査するため、商品サンプル等の提示や説明をお願いする場合があります。

6.対象見本市

原則として令和5年4月1日以降を初日とする見本市で、国内で開催され複数の企業が出品するものに限りません。（単独の企業やグループ企業で行う販売促進活動や営業は対象となりません。）

また「3.要件」に該当する自社で開発した新商品の出品に限りません。

7.対象企業

富山市に本社を置き、又は富山市内の工場で当該新商品を製造する中小企業者

8.申請受付時期

令和5年度交付分については、次の期間に申請受付いたします。

・令和5年4月1日～令和6年3月31日

※上記締め切り近くでの出展の場合など、やむなく概算額により申請される場合は、確定後すみやかに実績額を届出てください。

10.申請方法

申請等書式に加え、次を提出してください。

- ①商品パンフレット等当該商品を説明する書類
- ②新技術に基づく商品であることを説明する書類又は新技術であることを説明する書類（特許出願書など）
- ③新技術の内容および、新商品と新技術の関連を説明する書類
*以上の受理文書につきましては、企業秘密として指摘されました箇所は非公開とします。
- ④見本市出展の場合、パンフレット等見本市の概要を説明する書類
- ⑤見本市出展の場合、小間・商品等出展状況の写真
- ⑥広告宣伝を行う場合、実際の広告宣伝物写真
- ⑦その他、審査に必要な書類（見本市に係る対象経費の請求書・領収書の写し）

※申請等様式は、富山市ホームページに掲載してあります。

11. 申請書提出先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市商工労政課商工業振興係

TEL076-443-2070 FAX076-443-2183

E-mail: syokorosei@city.toyama.lg.jp